

平成 26 年 11 月 18 日
鞆鉄道株式会社

行政処分に関するお詫びとお知らせについて

平成 26 年 8 月 4 日に発生しました弊社三原営業所のアルコール検知不正行為について、下記のとおり行政処分を受けましたのでお知らせいたします。

弊社バスをご利用の皆様、地域の皆様、関係各位に対しまして大変なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今回の処分を厳粛に受け止め、運行管理体制の一層の強化を図り、安全の確保と信頼回復に全力で努めてまいります。

記

1. 行政処分年月日
平成 26 年 11 月 18 日
2. 処分対象営業所
三原営業所（三原市本郷町船木 1543 番地 2）
3. 行政処分の内容
事業用自動車（乗合バス）の使用停止 140 日車

以上